

市域の混雑度分析・まちなかの人流分析業務委託 仕様書

1 業務名

市域の混雑度分析・まちなかの人流分析業務（以下「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日までとする。

3 目的

熊谷市（以下「本市」という。）では、様々な交通の中継地、市内にあってほしい公民のサービスの集積地として、持続可能なまちなかの再生に取り組んでいる。本業務では、様々な移動手段による人々の動きを分析することで、社会実験やイベント時の対象商圈への集客数、性別等のビックデータを分析し実態を把握するとともに、今後の施策に活用することを目的とする。

4 業務内容

- ア 人流データの収集
- イ 人流データの分析
- ウ 人流データの提供

5 業務要件

(1) 人流データ収集の要件

- ア 人流データを収集する範囲は「熊谷市立地適正化計画」が示す「都市機能誘導区域」以上の範囲とする。人流データの収集方法、収集する範囲等については、具体的に提案書に記載すること。
- イ 収集するデータ属性や収集方法等について、本市が「都市機能誘導区域」付近で実施する社会実験等の効果測定に寄与するようなものに設定すること。
- ウ 人流データの収集開始日及び終了日についての詳細は本市と受託者とが協議して定めるものとする。
- エ 収集する人流データの項目として、時間帯や間隔は原則として1時間単位より細かく設定すること。詳細は具体的に提案書に記載すること。

(2) 人流データ分析の要件

- ア 収集したデータについて、関連データとの紐づけも含め、今後の施策に反映できる分析を行うこと。
- イ 市が指定する特定日とその日以外の人流データの比較分析を行うこと。

(3) 人流データ提供の要件

ア 収集したデータ（データ項目、ファイル形式等については、本市と受託者とは協議して定める。）を市に提供すること。

イ 市に提供するデータの1部はオープンデータとして公開ができるものに加工すること。

ウ 将来的に他のシステム（3D都市モデル）等への重畳が可能であること等、拡張性と柔軟性を確保すること。

6 その他留意事項

受託者は本市の情報セキュリティ基本方針に定める事項を遵守して業務を実施すること。

7 その他の事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とは協議して定めるものとする。